

四日市市告示第92号

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月10日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱（令和2年四日市市告示第109号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) 2 改正後の四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の新型コロナウイルス対応融資に関する規定は、令和2年4月1日から <u>令和4年3月31日</u> までに融資が実行された資金について適用する。	附 則 1 (略) 2 改正後の四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の新型コロナウイルス対応融資に関する規定は、令和2年4月1日から <u>令和3年3月31日</u> までに融資が実行された資金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

(商工農水部商工課)